

安足地区（足利市・佐野市）

難病患者さんにご家族のためのサービスガイド

特定医療費（指定難病）医療費助成制度について

特定医療費（指定難病）受給者証が交付されると、指定難病に関する医療費について負担割合が2割になります。（従来から1～2割負担の患者さんの負担割合は変わりません。）

また、月の支払いが自己負担上限額（病院や薬局、訪問看護等合算）を超えた分については、負担する必要がなくなります。

※月額自己負担上限額は、市町村民税額（所得割額）に応じて0円～30,000円となります。

【窓口：安足健康福祉センター ☎0284-41-5895】



登録者証について

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものであり、医療費助成の対象とならない軽症の方も発行の対象となります。

市町での障がい福祉サービスの受給申請やハローワークでの就労支援申請等の際に、難病患者であることを証明することができます。

原則、マイナンバーカードが「登録者証」になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、紙発行することも可能です。

【窓口：安足健康福祉センター ☎0284-41-5895】

難病患者等福祉手当（見舞金）について

各市によって支給要件や申請期間が異なりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

	名称	対象	金額	問合せ先
足利市	指定難病患者見舞金	特定医療費（指定難病）受給者 一般特定疾患受給者	20,000円／年	障がい福祉課 0284-20-2169
佐野市	難病患者等福祉手当			障がい福祉課 0283-20-3025

おもいやり駐車スペース利用証

障がいや病気等により、外出時に配慮を要する方などのために優先的に駐車場を利用できるように利用証を交付しています。

<交付窓口>

安足健康福祉センター

各市役所の障がい福祉担当課



ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から分かりにくい障がいや病気があり、配慮や支援を必要としていることを周囲に知らせるためのマークです。ヘルプカードは各市役所障がい福祉担当にお問い合わせください。

<配布窓口>

安足健康福祉センター

各市役所の障がい福祉担当課



患者・家族会について

○かたくりの会（脊髄小脳変性症、多系統萎縮症の患者・家族会）



開催日時：毎月第2水曜日 13：30～15：00

場所：栃木県庁安蘇庁舎（佐野市堀米町607）、安足健康福祉センター

問合せ先：かたくりの会 山崎会長 ☎090-5314-5676

安足健康福祉センター健康対策課 栄養難病 ☎0284-41-5895

○県内の各患者団体では、医療講演会や相談会、交流会等の活動を行っています。



栃木県難病団体連絡協議会加盟の患者団体（8団体）

団体名	
ベージェット病友の会栃木県支部	栃木県腎臓病患者友の会
全国膠原病友の会栃木県支部	栃木肝臓友の会
栃木県ネフローゼ友の会	栃木県網膜色素変性症協会
全国パーキンソン病友の会栃木県支部	栃木県心臓病の子どもを守る会 栃木支部

○とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者さんの交流会を開催しています。

問合せ先：とちぎ難病相談支援センター ☎028-623-6113

事業名	内容	開催日
疾患グループ別交流会	同じような交流の場を持つ患者さんの交流の場	毎月第2火曜日／偶数月第4水曜日
		10：30～12：00
患者・家族交流サロン	難病患者さん同士の交流の場	奇数月の24日
		10：30～12：00

就労に関する相談について

○とちぎ難病相談支援センター 就労相談（対面・オンライン）

就職を希望する難病の方に対して、難病患者就職サポーターと連携しながら、症状の特性を踏まえたきめ細かな就労相談や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な支援を行っています。

開催日：完全予約制（一人60分）

問合せ先：とちぎ難病相談支援センター ☎028-623-6113

○両毛圏域障害者就業・生活支援センター

障害のある方の就労に関する相談を受け、様々な機関と連絡を取りながら支援をします。

☎0284-44-2268 メール ryomokeniki@mutumikai.ecnet.jp

受付時間 月～金曜日 8：30～17：15（土日祝祭日を除く）

障害年金について

病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。支給には要件を満たす必要があります。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

<相談窓口>

厚生年金の方：栃木年金事務所 0282-22-4131

国民年金の方：足利市 保険年金課国民年金担当 0284-20-2148

佐野市 医療保険課年金係 0283-20-3019



介護保険制度について

【対象】 65歳以上の方（第1号被保険者）もしくは40～64歳で特定疾病に該当している方（第2号被保険者）のうち、要支援または要介護と認定された方

【内容】 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、施設・居住系サービス、福祉用具貸与や購入、住宅改修の支給等のサービスを利用することができます。

<足利市にお住まいの方> 問合せ先：足利市元気高齢課 介護認定担当 ☎0284-20-2139

相談窓口	担当地区	電話番号
地域包括支援センター中央	東校・西校・柳原・大橋・相生	0284-22-0544
地域包括支援センターきた・なか	助戸・千歳・北郷・名草	0284-41-1281
地域包括支援センター毛野・富田	毛野・富田	0284-90-2117
地域包括支援センター山辺・矢場川	山辺・矢場川	0284-71-8484
地域包括支援センター協和・愛宕台	梁田・御厨・筑波・久野	0284-73-2413
地域包括支援センターさかにし	葉鹿・三和・小俣	0284-65-4080
地域包括支援センター三重・山前	三重・山前	0284-22-7655

<佐野市にお住まいの方> 問合せ先：佐野市介護保険課 ☎0283-20-3022

相談窓口	担当地区	電話番号
地域包括支援センターさの社協	佐野・犬伏	0283-22-8129
地域包括支援センター佐野市医師会	植野・界・吾妻	0283-20-2011
地域包括支援センター佐野厚生	堀米・旗川・赤見	0283-27-0100
地域包括支援センター佐野市民病院	田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒	0283-62-8281
地域包括支援センターくずう	葛生・常磐・氷室	0283-84-3111

<特定疾病の対象となる方> ※下線の特定疾病は指定難病の対象疾病となり得るもの

- がん（がん末期） ○筋萎縮性側索硬化症 ○脳血管疾患 ○早老症
- 関節リウマチ ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○慢性閉塞性肺疾患 ○脊柱管狭窄症
- 後縦靭帯骨化症 ○脊髄小脳変性症 ○多系統萎縮症 ○閉塞性動脈硬化症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ○初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）

障がい福祉サービスについて

障がいの程度や病名、お困りごとに応じて様々なサービスが利用できます。（事前にご相談ください）

例：身体障がい者手帳、重度心身障がい者医療費助成制度、障がい福祉サービス、補装具、日常生活用具制度等

市	相談・申請窓口	電話番号	内容
足利市	足利市障がい福祉課 障がい支援担当	0284-20-2134	サービス、補装具、日常生活用具
	足利市障がい福祉課 障がい福祉担当	0284-20-2169	重度心身障がい者医療費助成制度
	足利市障がい者基幹相談支援センター	0284-44-0307	
佐野市	佐野市障がい福祉課	0283-20-3025	
	障がい者相談支援センターみどり	0283-24-5759	

在宅で医療的ケアを必要とする方へ

栃木県では、下記の事業を実施しています。

○一時入院支援事業

【内 容】患者さんが一時的に医療機関に入院できるように調整します。

【対象者】特定医療費（指定難病）受給者で「人工呼吸器を装着している方」
または「気管切開を実施した方」

○介助人派遣事業

【内 容】家政婦等による介護サービスの利用費用を県が負担します。

【対象者】特定医療費（指定難病）受給者で「人工呼吸器を装着している方」

または「気管切開を実施した方」

○難病患者在宅レスパイト事業

【内 容】家族の休息等のための訪問看護の利用費用を、県が負担します。

【対象者】以下の全てを満たす栃木県に住所を有する方

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者
- ・ 同居の家族が介護している
- ・ 医師による訪問看護指示書がある
- ・ 訪問看護による医療的ケアを受けている



詳細は
こちらから！



窓口：安足健康福祉センター ☎0284-41-5895

災害への備えについて

- ハザードマップで自宅周辺の災害リスクを確認し、
安全な避難経路を確保しておきましょう。
足利市、佐野市の洪水・土砂災害ハザードマップは右記
から確認ができます。

<足利市>



<佐野市>



- 非常用持出品を確認しましょう。
治療に関するもの（薬、お薬手帳、保険証等）、日常的に使用している衛生用品（義歯、
おむつ、経管栄養剤、ストマ用品等）はいつでも持ち出せるように準備しておきましょう。



- 避難開始の目安を確認しましょう。
避難に時間を要する人は警戒レベル3、その他の方は警戒レベル4で危険な場所から避難しましょう。

どこに相談したら良いかわからないときは…

○安足健康福祉センター

保健師や管理栄養士が訪問・面接・電話等で患者さんやご家族と一緒に考え、必要に応じて関係機関と連携しサポートします。

○かかりつけ医療機関の看護師、医療ソーシャルワーカー等

病気に関することや介護の仕方、福祉制度等、お困りごとをご相談ください。

令和8年4月

発行：安足健康福祉センター 健康対策課 栄養難病

〒326-0032 足利市真砂町1-1

☎ 0284-41-5895